

飯舘村 企業雇用型地域おこし協力隊 受託事業者募集

飯舘村では、地域貢献を目的に、村内の事業所に従業員として勤務する地域おこし協力隊の受け入れ事業者を募集いたします。飯舘村の事業者として地域おこし協力隊と一緒に地域の賑わいづくりに取り組みませんか。

■受託事業者の要件

- ・ 村内に事業所を設けている法人又は個人事業主であること。
※法人とは、株式会社・有限会社・合同会社・合資会社・一般財団法人・公益財団法人・一般社団法人・公益社団法人・社会福祉法人・NPO法人、等を指します。
- ・ 前年度、前々年度における決算書又は決算状況がわかる書類等の提出をいただけること。
- ・ 受入れた地域おこし協力隊と共に飯舘村の地域活性化のために活動をいただけること。

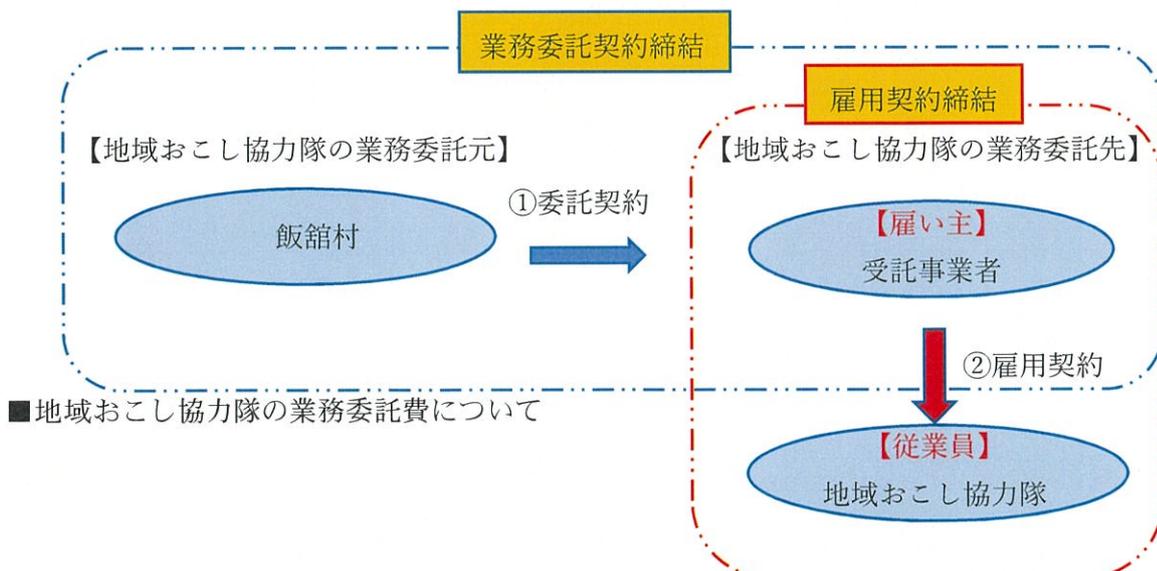
※地域おこし協力隊の主な活動業務は、以下のようなことが考えられます。

- (1) 飯舘村の情報発信・知名度向上や交流人口の拡大に関する活動
- (2) 村内での就農・起業や村産品の生産・販売の促進に関する活動
- (3) 飯舘村への移住・定住の促進に関する活動
- (4) 地域コミュニティ活動の支援に関する活動
- (5) 大学・企業等との協力・交流に関する活動
- (6) その他村長が必要と認めた活動

■飯舘村・受託事業者・雇用型地域おこし協力隊の関係性

- ・ 地域おこし協力隊は年度毎の契約となり、最長3年となります。その間は受託事業者の従業員として勤務することができます。
- ・ 3年間の任期を終えた地域おこし協力隊を継続して雇用することが可能です。
 - ①受託事業者は地域活性化のために活動する地域おこし協力隊について、飯舘村と「地域おこし協力隊の受託業務契約」を締結していただきます。
 - ②次に、受託事業者と地域おこし協力隊との間で「雇用契約」を締結していただきます。この雇用契約における「雇い主」は、受託事業者となります。

【契約イメージ図】



- ・業務委託費は従業員給与に相当する「報酬費」（固定費、年間320万円）と、地域おこし協力隊として活動する際の「活動費」（変動費、年間最大200万円）にて構成されます。
- ・「報酬費」は従業員給与に相当するものですが、雇用にかかる経費（給与、年金、社会保険料等）を充当することができます。

・「活動費」は以下になります。

- (1) 住居の借上費等
- (2) 地域おこしに係わる活動旅費等の移動に要する経費
- (3) 地域おこしに係わる作業道具購入費、消耗品等に要する経費
- (4) 地域住民との交流や地域おこしに資する取組に要する経費
- (5) その他村長が認めた経費

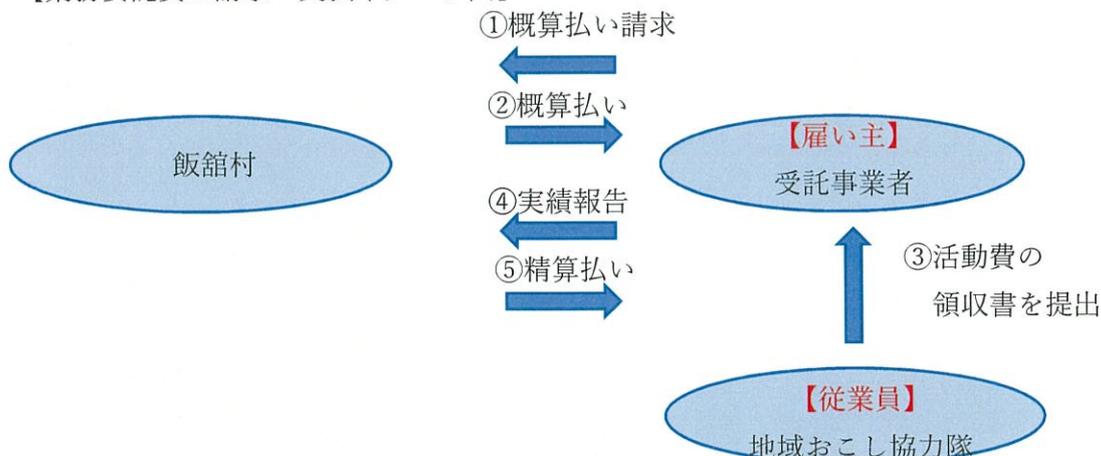
※以下は対象外です。

- (1) 活動に不必要な過剰な性能の高額機材購入費等
- (2) 活動に不必要な移動や研修に関する費用
- (3) 活動への使用実績が確認できない又は活動以外での使用等を目的とした備品の購入やPCソフトの使用料等
- (4) その他村長が活動費として不相当であると認めた経費

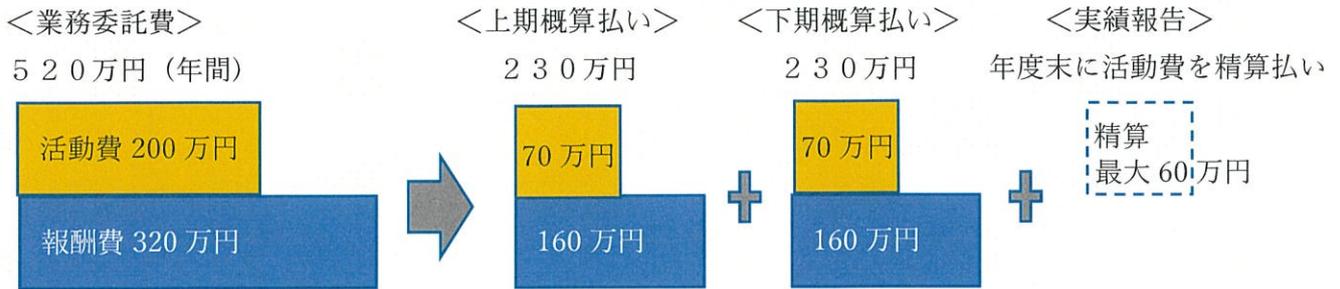
・業務委託費の請求・支払等については以下になります。

- ①受託事業者より飯舘村へ業務委託費の概算払い請求をしていただきます。
概算払い請求は上半期・下半期毎に1回となります。
- ②飯舘村より受託事業者へ概算払いされます。1回毎に報酬費（年間320万円）の5割（160万円）、活動費（年間200万円）の3割5分（70万円）が概算払いとなります。
- ③業務委託費は厳正に管理をいただく必要があることから、地域おこし協力隊より提出された活動費の領収書等は適切に管理・保管をいただきます。
- ④年度末に飯舘村へ実績報告をしていただきます。その際に活動費を精算していただき、残りの最大3割（最大60万円）について請求書を提出していただきます。
- ⑤活動費の精算額が飯舘村より支払われます。

【業務委託費の請求・支払イメージ図】



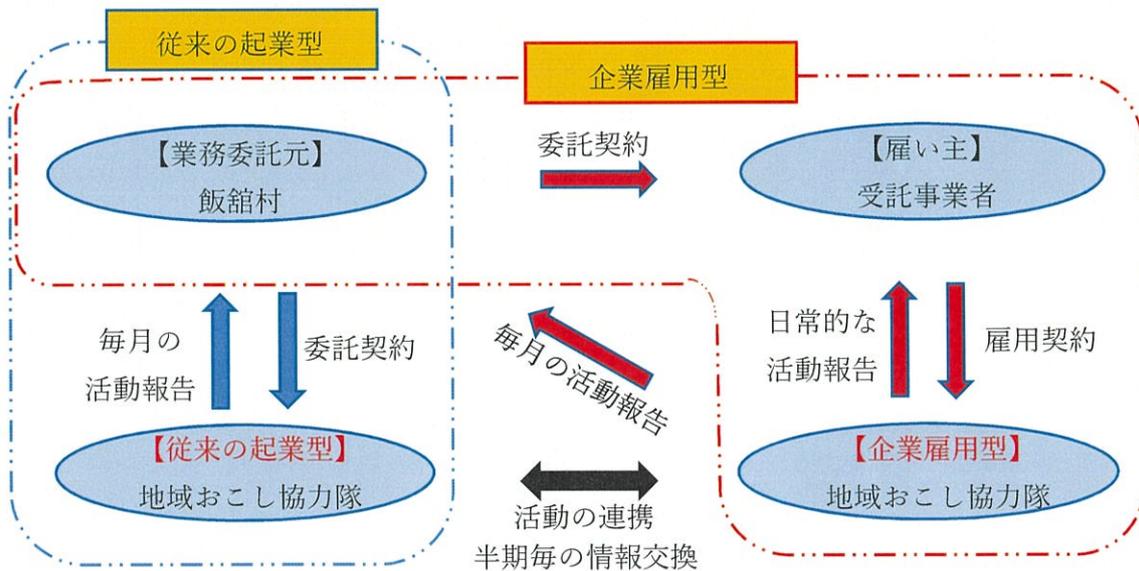
【概算払いイメージ図】



■これまでの地域おこし協力隊との相違について

これまでの飯館村における起業型地域おこし協力隊は、飯館村の地域活性化を目的として個人事業の起業に取り組んできましたが、企業雇用型地域おこし協力隊は、受託事業者の村内事業所に勤務しながら地域おこし協力隊の活動をすることで、地域活性の推進を目的としています。

【地域おこし協力隊の相関イメージ図】



詳細は村づくり推進課企画定住係までご相談願います。

問 村づくり推進課企画定住係 ☎0244-42-1622